

社会福祉法人 駒木野保育園

役員等報酬・旅費規程

第1条（目的）

1. この規定は、社会福祉法人駒木野保育園の役員等の報酬及び旅費について定めるものである。
2. 前項の会議等には、理事長又はその代理の者が法人の代表として、東京都、青梅市及び青梅市保育園連合会等が関係する会合へ出席したときは、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。
3. 第1項に定める役員等は、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員という。

第2条（費用支出）

1. 前条第1項に定める報酬支出の基準は、会議等及び駒木野保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において1日分の報酬1回につき5,000円と定める。
2. 前項のほか、会議等が遠方で行われる場合には、必要に応じて旅費、宿泊費及び食事代等の実費を支給することができるものとする。
3. 第1項及び前項の規定に関わらず、役員等報酬支給に要する法人本部会計区分の財務状況により、役員報酬を減額又は支給しない場合がある。

第3条（支給方法）

1. 報酬及び旅費は、原則として任務終了後支給する。だが、旅費については必要により、出張前に概算額を支給し、帰任後清算する方法によることができる。

第4条（事務取扱）

第2条第1項に定める報酬の支出については、所得税法に定める給与所得として給与日額表乙欄を適用し、事務取扱を行うこととする。

第5条（支給基準）

各種旅費の支給基準を、下記に定める。

- 1 交通費
 - ・ 公共交通機関 実費精算（タクシー、レンタカーは要領収書）
- 2 宿泊費
 - ・ 関連団体会費制 主催団体の要請額による
 - ・ 個別出張 原則ビジネスホテル（15000 円/1 泊）

第 6 条（適用除外）

施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

第 7 条（その他）

この規定に定めのない事項については、理事長が決定する。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。